

ぎふ労働局
通信

2025

9

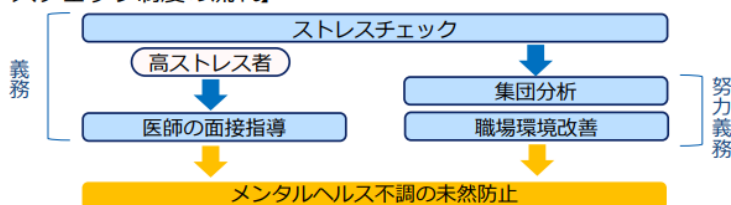
岐阜労働局公式キャラクター
ハロッチャンとカートクン

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

労働安全衛生法・作業環境測定法が改正
令和8年1月1日から段階的施行50人未満の事業場においても、ストレスチェックの実施が義務化
(公布後3年以内に政令で定める日から施行)

ストレスチェックについて、現在
当分の間努力義務となっている
常用労働者数50人未満の事業場
においても、**ストレスチェックや
高ストレス者への面接指導の実施が義務**
付けられました。

【ストレスチェック制度の流れ】

化学物質による健康障害防止対策等の推進
個人ばく露測定の精度担保 (令和8年10月1日施行)

個人ばく露測定： 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、
その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う測定。

個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、**有資格者**（必要な講習を受講した作業環境測定士など）が**作業環境測定基準に従って行うことが義務**となりました。

岐阜県内で1200件以上宣言されています！
「新はつらつ職場づくり宣言」で 会社を元気にしませんか？

「新はつらつ職場づくり宣言」は、誰もが健康で、はつらつと働ける職場づくりを目指して、労使が共に取り組む方向性を共有できるツールです。

「新はつらつ職場づくり宣言」をリニューアルしませんか？

2つの条件を満たせば、「再宣言」できます。

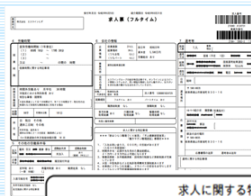
- ① 前回の宣言（登録日）から**3年以上経過**
- ② 宣言内容を見直す（宣言内容の変更、追加など）



・メンタルヘルス対策
・カスハラ対策など
時代に合わせて
宣言してみませんか？



求人票ではつらつ職場をPR！



求人に関する特記事項
「新はつらつ職場づくり宣言」「ぎふ健康経営宣言」「働きやすい職場認証」事業所
「求人に関する特記事項」欄に「新はつらつ職場づくり宣言」登録事業所であることを記載します。
働き方改革に取り組む企業であることをPRできます。

ワーク・ライフ・バランスに 意識を向けて ストレスチェックで 健康職場

全国労働衛生週間 準備期間：令和7年9月1日から9月30日 本期間：10月1日から10月7日

New!

キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長支援コース



こんなお悩みありませんか？

- ☐ 従業員が年末に就業時間を調整してしまう
- ☐ 人材を長期で定着させたい



いわゆる「年収の壁」とは？



厚生年金保険及び健康保険においては、会社員の配偶者等で一定の収入がない方は、被扶養者として、社会保険料の負担が発生しません。

こうした方の収入が増加して一定の収入を超えると、社会保険料の負担が発生し、その分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整する方がいらっしゃいます。その収入基準がいわゆる「年収の壁」と呼ばれています。

令和7年7月1日から、「年収の壁」への対応として、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の「労働時間延長メニュー」の要件を見直すとともに、助成額を拡充した新たなコースとして「短時間労働者労働時間延長支援コース」を新設しました。

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成をします。

労働者1人につき、2年間で**最大75万円**を助成します！

キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース

非正規雇用労働者 の賃上げ

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。



令和7年最低賃金改定に伴う賃金引き上げに活用するには、**改定された最低賃金発効日の前日までに増額改定した賃金規定等の適用（賃上げ）が必要**です。

業務改善助成金

賃上げ + 設備投資

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等**を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。

中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。

※ 申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

働き方改革推進支援助成金

労働時間削減等 の取組（賃上げ） + 設備投資等

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

「賃上げ」支援助成金パッケージ
詳細はこちら



労働者派遣事業適正化研修会 <オンライン開催>

適正に派遣労働者を受け入れるため、または労働者を派遣するための研修会を次のとおり開催します。

◆派遣先事業所対象（現在派遣労働者を受け入れている事業所または今後派遣労働者の受け入れを検討している事業所向け）

令和7年9月11日（木）、12日（金）

◆派遣元事業所対象（労働者派遣業の許可をお持ちの事業所向け）

令和7年11月17日（月）

岐阜労働局 需給調整事業室
058-248-1312